

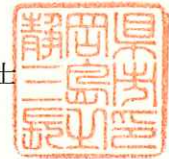
三島市告示第 504 号

三島市屋外広告物条例による屋外広告物誘導整備地区
「三嶋大社周辺地区」の指定の告示

三島市屋外広告物条例（平成 23 年三島市条例第 17 号）第 7 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項、並びに三島市屋外広告物条例施行規則（平成 23 年三島市規則第 32 号）第 6 条第 1 号及び第 2 号の規定により屋外広告物誘導整備地区を次のとおり指定する。

平成 29 年 12 月 26 日

三島市長 豊岡 武士



1 名称

屋外広告物誘導整備地区「三嶋大社周辺地区」

2 基本方針

平成 28 年 10 月 3 日に「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」に基づく「三島市歴史的風致維持向上計画」が、主務大臣（文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣）から認定されました。これは静岡県内で初めての認定となります。

歴史的風致とは、歴史的に価値の高い建造物の周辺で、歴史と伝統を反映した人々の生活が営まれることにより、地域固有の風情を醸し出し、このような良好な環境のことを言います。

そこで、本認定を受けた三島市の代表的な歴史的建造物である三嶋大社の周辺について、かつての門前町・宿場町としての歴史的な趣きを感じられるまち並みの形成を図るため、三嶋大社周辺を「屋外広告物誘導整備地区」に指定します。

(1) 三嶋大社と調和した広告物等への誘導

形状や色彩の制限を加え、高明度、高彩度のものを避けることで、三嶋大社周辺地域にふさわしく、かつての門前町・宿場町としての歴史的な趣きを感じられる景観づくりを推進します。

(2) 案内広告物、一般広告物の表示・掲出の適正化と地域特性を踏まえた規制

三嶋大社周辺においては、歩行者が多いため、案内図板等の設置許可基準を追加し、表示の適正化を図ることで、歩行者重視の案内広告物に誘導します。

また、一般広告物については、当地区に直接関係のない広告となるため、掲出を不可とします。